

**青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 30 年 1 月 22 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市議会議員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例**

第 1 条 青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 227.5」を「100 分の 237.5」に改める。

第 2 条 青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 212.5」を「100 分の 217.5」に、「100 分の 237.5」を「100 分の 232.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁

償等に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定にもとづいて平成29年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、市議会議員に支給する期末手当の支給割合を改めようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のように改め、年間で0.10月の引上げを行う。(第7条関係)

※割合は、月数に換算したもの

(1) 平成29年12月期の期末手当の支給割合

| | 改正後 | 現 行 | 差(改正後-現行) |
|-----|--------------|--------------|-------------|
| 6月 | 2.125 | 2.125 | — |
| 12月 | <u>2.375</u> | <u>2.275</u> | <u>0.10</u> |
| 計 | <u>4.50</u> | <u>4.40</u> | <u>0.10</u> |

(2) 平成30年6月期以後の期末手当の支給割合

| | 改正後 | 現 行 | 差(改正後-現行) |
|-----|--------------|--------------|-------------|
| 6月 | <u>2.175</u> | <u>2.125</u> | <u>0.05</u> |
| 12月 | <u>2.325</u> | <u>2.275</u> | <u>0.05</u> |
| 計 | <u>4.50</u> | <u>4.40</u> | <u>0.10</u> |

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 2(1)の改正 公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

イ 2(2)の改正 平成30年4月1日

(2) 期末手当の内払

2(1)による改正前の条例の規定にもとづいて平成29年12月に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第15号））

| 改正後 | 現行 | 備考 | | | | | | | | |
|---|------|----|---|--|---|------|----|---|--|--|
| <p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の237.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 707 985 786"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 在職期間 | 割合 | 略 | | <p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 707 1890 786"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 在職期間 | 割合 | 略 | | |
| 在職期間 | 割合 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |
| 在職期間 | 割合 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |

○第2条による改正（青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例）

| 改正後 | 現行 | 備考 | | | | | | | | |
|--|------|----|---|--|---|------|----|---|--|--|
| <p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 1279 985 1359"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 在職期間 | 割合 | 略 | | <p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の237.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 1279 1890 1359"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 在職期間 | 割合 | 略 | | |
| 在職期間 | 割合 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |
| 在職期間 | 割合 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">付 則 (施行期日等)</p> <p>1 <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。</u> <u>(期末手当の内払)</u></p> <p>3 <u>第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定にもとづいて平成29年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u></p> | | |
|--|--|--|